

情報科学研究センター

情報科学研究センター

情報科学研究センター利用案内

情報科学研究センター（以下「情報センター」という）では、研究教育活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進しています。すべての教室と研究室に情報コンセントを配置していますので、学生と教職員は3000を超える情報コンセント（無線LANを含む）から電子メール、WWW、データベースなどのサービスを自由に利用することができます。また、情報センターでは学生のキャリア形成にも貢献しています。

1. 情報科学研究センター利用にあたって

- (1) 利用時間 9:00~17:00
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、夏期・冬期休業中の一定期間は利用できません（その他臨時に休館することがあります）。

2. 電子メールアドレスの取得

- (1) 電子メールアドレスの取得については申請が必要です。情報センター窓口までお問い合わせください。
※申請から発行までは数日かかることがあります。
- (2) 1人あたりのメールフォルダの容量は400MB、メール1通あたりの送受信容量は10MBです。
- (3) アドレス取得後は速やかに仮パスワードを変更してください。パスワードを忘れた場合は、情報センターで「パスワード変更申請」をしてください。また、セキュリティを保持するため、定期的にパスワードを変更してください。
- (4) 修了時（退学・除籍を含む）にはアカウントを削除しますので、必要なデータは他の媒体に保存してください。

<東金キャンパス院生室利用について>

1. 設 備

院生室パソコンコーナー（F棟中2階）

2. 院生室利用にあたって

- (1) 利用時間 9:00~20:00
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、全学休講と定める特定日は利用できません（その他メンテナンス等により、臨時に利用できないことがあります）。

3. 利用上の注意

- (1) 院生室パソコンコーナーは飲食厳禁です（持ち込みも不可）。
- (2) 院生室のパソコンはファイルを保存できない設定です。ファイルを保存するには、USBメモリ等を各自で用意してください。
- (3) 院生室の入退室には学生証が必要です。
- (4) 連絡事項等は院生室前の掲示板で案内します。
- (5) その他、他人に迷惑をかける行為を慎み、パソコン室に関する秩序等については、学部事務室職員および情報センター職員の指示に従ってください。

4. インターネットの利用

院生室のパソコンはインターネットに接続されていますので、ホームページの閲覧や電子メールの利用が可能です。室内には無線 LAN 内蔵のノートパソコン用にアクセスポイント（AP）を設置しています。また、Wi-Fi 使用可能エリアには Wi-Fi マークを掲げています。設定方法は『基礎から学ぶコンピュータ』を参照するか、情報センターに問い合わせてください。利用規則やチケットを守ることはもちろんですが、トラブルに巻き込まれたときには、学部事務室に届けてください。

大学内のチャットの使用は膨大なトラフィック（情報量）を発生し、教育・研究に支障をきたすため禁止しています。

詳細は「城西国際大学学内ネットワーク利用基準」等に掲載しています。

5. プリントアウト（印刷）について

- (1) レポート提出時期は混雑が予想されます。時間に余裕をもって利用してください。
- (2) 紙は貴重な森林資源です。“印刷プレビュー”などを利用し、印刷は最小限にお願いします。
- (3) カラー印刷は有料です。情報センター窓口にデータを保存したメディアを持参してください。

城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育・研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的として利用されなければならない。

(利用可能者)

第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（留学生別科を含む）及び大学院生
- (3) 情報科学研究センター（以下「情報センター」という）所長が適当と認めた者

(接続手続き)

第4条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、あらかじめ情報センター所長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。

- (1) 接続申し込み
学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承諾を受けた事項を変更するときは、変更する事項についても同様とする。
- (2) 接続の承諾
情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。
- (3) 接続の拒絶
情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しないことがある。
ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。
イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネットワークを利用するおそれがあるとき。

(利用形態)

第5条 学内ネットワークに利用および利用形態に関する要領は、次の各号による。

- (1) 利用者の連絡義務

利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報センターに通知する。

(2) 利用の制限情報

センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

(3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

ア 情報センターの通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。

イ 情報センターが設置する通信設備の障害等のやむを得ない事由があるとき。

(4) 利用の停止、登録抹消

ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク利用基準第6条に該当し、及び利用ガイド（情報倫理規程）にある違反行為を行った者に対して、事前に事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、または登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合は、この限りではない。

イ 利用者が、著しく日本国内の法令・関係各国の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は所属長に対し、事実を速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた各部署は、学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を審議しなければならない。

エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合には、新たに接続の申し込みをしなければならない。教職員は手続きにより、退職後も定められた期間内のみ、転送サービスを利用することができる。

(遵守事項)

第6条 学内ネットワーク利用者はその利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。
- (2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。
- (3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。
- (4) 公序良俗に反する行為に利用しない。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為に利用しない。
- (6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為。
- (7) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為をしない。
- (8) その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が

不適切と判断する行為をしない。または行為に利用しない。

(免責)

第7条 情報センター及び学内ネットワーク管理者は、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって、または提供された情報に関連して生じた損害に対し、一切の賠償責任を負わない。

附則

この基準は、平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学 Web ページ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内の WWW サーバーの利用に関する必要な事項を定めるものである。

(審議機関)

第2条 本学の Web ページの管理・運営に関し、必要な事項は情報科学研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という）において審議・決定される。

(管理機関)

第3条 本学の WWW サーバーは城西国際大学情報科学研究センター（以下「情報センター」という）が管理する。

(WWW サーバーの利用可能者)

第4条 本学の各 WWW の各サーバーのディレクトリー領域の貸与可能者は以下のとおりとする。
本学の学科・各センター・各事務部署と第2条の研究員会議が適当と認めた団体、本学教職員、情報教育担当教員、授業に活用する教員、大学院学生、学生および学生団体。

(Web ページ公開手続き)

第5条 第4条に掲げられた各部署・団体が Web ページを公開する際は、責任者及び作成担当者をおき、情報センター所定の申請書を提出しなければならない。

(責任者)

第6条 Web ページの記事内容は第5条において申請を行った各責任者が責任を負う。

(禁止事項)

第7条 本学 Web ページの内容については、研究・教育活動、または広報活動に沿ったものに限り、公序良俗に反するもの、商業活動、政治活動及び宗教活動を目的とするものは禁止する。他人の著作権、肖像権を侵害する行為、また、個人及び組織等の権利利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止する。その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が不適切と判断する行為を禁止する。

(改善通知及び公開中止)

第8条 本学 Web ページから公開されたホームページの内容について、本規程の趣旨に反する

ものと研究員会議が判断したときは、情報を公開した者に対して、改善通知を行うとともに、情報の公開を中止する措置をとることができる。

(その他)

第9条 その他、本学Webページの管理・運用に関して必要な事項は研究員会議が定めることができる。

附則

この規程は平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド (情報倫理規程)

(趣旨)

- 1 城西国際大学学内ネットワークの利用は、教育・研究の支援、またその発展と向上を目的としている。利用者は本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚を持ってネットワークを利用しなければならない。この利用ガイド（情報倫理規程）はネットワーク設備の利用に関する事項をまとめたものである。

(利用上の遵守事項)

- 2 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、本ガイドラインを理解したうえで利用しなければならない。
- 3 上述利用可能者の2に定められている本学学生は、本ガイドラインに基づいたネットワーク利用資格試験に合格し、利用資格を取得しなければならない。
- 4 ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター（以下「情報センター」という）の指示に従わなければならない。

(利用上の守るべきルール)

- 5 学内ネットワークを利用する際には最低限以下に掲げる事項を守らなければならない。

<申請について>

利用者はネットワークの利用を申請する際には以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、円滑な情報の共有を目的としたマーリングリスト作成を申請する場合はこの限りではない。マーリングリスト作成を希望する団体は情報センターの所定の利用申請書を提出しなければならない。

<学内情報機器の使用に関して>

- (1) 学内の情報機器・設備を使用する際は、定める利用時間内に限られる。
- (2) 学内の情報機器設置教室は飲食持込禁止である。

<利用について禁止事項>

学内ネットワークの利用は利用基準第2条にあるように、教育・研究を目的としている。従って、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) バーチャル企業やバーチャル・モール等の営利目的での利用
- (2) SOHO 等の自営業のための利用
- (3) 研究活動に関係のないゲーム、その他単に娯楽のためだけの利用
- (4) 政治活動・宗教活動の普及活動のためだけの利用
- (5) インターネットを利用したギャンブルやねずみ講などへの利用
- (6) ソフトウェアの違法コピーのための利用

以下に掲げる行為は学内ネットワークの運営を妨げるものであるので、遵守しなければならない。

- (7) ネットワークの資源（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けるような行為によって他の利用者の利用を妨害してはならない。
映像や音楽等の大量のデータのダウンロードする際には注意しなくてはならない。
違法なダウンロードは禁止されている。
- (8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (9) ネットワーク及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (10) システムファイルを複製・削除・改変してはならない。
- (11) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (12) コンピュータ・ウィルス等、ネットワークの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを作成したり、故意に学内ネットワークに持ち込んだりしない。

<電子メールの利用について>

- (1) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除・複製・変造または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メールなどの、いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな、社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的のメッセージを発信してはならない。
- (6) 求められていないメールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要するメッセージを送信するときはデジタル署名、その他、公に承認された電子証明を用い、暗号化して送信するように努めるなど、十分に注意しなければならない。
- (8) パスワードはメモしたり、友人と共有したりすることなく自己管理し、定期的に変更しなければならない。

<法律上の禁止事項>

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) 他人の名誉を毀損するような誹謗中傷を行ってはならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照するときは著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像その他のものを頒布してはいけない。
- (6) 商業用音楽 CD・DVD 等を許可なしに複製し、その複製物を営利目的に頒布してはならない。
- (7) コンピュータを破壊したり、不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (8) コンピュータに不正の指令を与えるなどして、コンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。

<その他>

学内 WWW サーバーの利用、Web ページ管理・運用規程は別に定めるが、遵守すべき行為、禁止される行為は上項と同様である。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

情報科学研究センター配置図

